

令和2年度 第1回 桜井市地域公共交通活性化再生協議会 次第

日時：令和2年10月29日（木） 13時30分から

場所：桜井市役所本庁舎4階 第一委員会室

1. 開 会

2. 挨拶 会長 笹谷 清治

3. 議 事

1. 書面決議結果等の報告について

- ・資料1 4月30日付書面報告について
- ・資料2 7月6日付書面決議結果について
 - 資料2-1 第1号議案資料
 - 資料2-2 第2号議案資料
- ・資料3 新型コロナウイルス感染症によるコミュニティバス運行の変更について

2. 令和元年度事業報告について

- ・資料4 令和元年度コミュニティバス利用者実績について
- ・資料5 令和元年度予約型乗合タクシー利用者実績について

3. 市公共交通再編について

- ・資料6 本市における公共交通の課題について
- ・資料7 初瀬・朝倉台線の再編とデマンドタクシーの導入について
- ・資料8 西北部循環線の再編とデマンドタクシーの導入について
- ・資料9 西北部循環線再編案・試算・時刻表案
- ・資料10 地域連携サポートプラン提案書（抜粋）

桜井市コミュニティバス初瀬・朝倉台線の計画運行回数変更について

令和2年度（令和元年10月～令和2年9月）の桜井市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）について、以下の通り変更し、令和2年2月21日付で提出いたしましたのでご報告いたします。

【変更理由】

初瀬・朝倉台線の運行系統（3）初瀬・朝倉台線B（桜井駅北口発とれとれ・オークワ前経由吉隠柳口行）のうち、一部の便については土曜日・日祝日と市内小中学校の学校休校日は運行しないため、計画運行回数は市内小中学校の学期日程によって決定する。

令和2年度の当初計画提出時は見込み日程で計画運行回数について算出していたが、学期日程が確定したことで計画運行回数が変更となった。

【変更内容】

生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統確保維持計画）

表1 令和2年度 運行系統（3）初瀬・朝倉台線B

（旧）853.5回⇒（新）868.5回

令和3年度 運行系統（3）初瀬・朝倉台線B

（旧）850.0回⇒（新）867.5回

令和4年度 運行系統（3）初瀬・朝倉台線B

（旧）845.0回⇒（新）862.5回

【学期日程について】

当初見込み休校日

（冬休み期間）令和元年12月22日～令和2年1月6日

（春休み期間）令和2年 3月23日～令和2年4月7日

（夏休み期間）令和2年 7月20日～令和2年8月31日

確定休校日

（冬休み期間）令和元年12月24日～令和2年1月6日

（春休み期間）令和2年 3月25日～令和2年4月5日

（夏休み期間）令和2年 7月21日～令和2年8月31日

※新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止を目的とした臨時休校は上記に含みません。

桜井市コミュニティバスのダイヤ改正について

桜井市コミュニティバスの運行ダイヤについて、近畿日本鉄道株式会社と西日本旅客鉄道株式会社の鉄道ダイヤ改正に伴い、下記の通りダイヤを改正しました。

多武峯線(桜井駅南口→談山神社)

※平日

	旧	新
桜井駅南口	7:08	7:05
御幸田町	7:11	7:08
神之森町	7:13	7:10
河西能登町	7:14	7:11
浅古	7:15	7:12
聖林寺	7:16	7:13
赤鳥居	7:17	7:14
倉橋	7:18	7:15
桜井市総合福祉センター	-	-
倉橋池口	7:19	7:16
下居	7:21	7:18
百市	7:25	7:22
不動滝	7:27	7:24
多武峯	7:28	7:25
談山神社	7:32	7:29

多武峯線(談山神社→桜井駅南口)

旧

談山神社	7:35	8:40
多武峯	7:38	8:43
不動滝	7:39	8:44
百市	7:41	8:46
下居	7:44	8:49
倉橋池口	7:46	8:51
桜井市総合福祉センター	-	-
倉橋	7:47	8:52
赤鳥居	7:48	8:53
聖林寺	7:49	8:54
浅古	7:50	8:55
河西能登町	7:51	8:56
神之森町	7:53	8:58
御幸田町	7:55	9:00
桜井駅南口	8:00	9:05

新 ※()内は土曜日・日祝日ダイヤ

7:32	(7:35)	8:40	(8:50)
7:35	(7:38)	8:43	(8:53)
7:36	(7:39)	8:44	(8:54)
7:38	(7:41)	8:46	(8:56)
7:41	(7:44)	8:49	(8:59)
7:43	(7:46)	8:51	(9:01)
-	-	-	-
7:44	(7:47)	8:52	(9:02)
7:45	(7:48)	8:53	(9:03)
7:46	(7:49)	8:54	(9:04)
7:47	(7:50)	8:55	(9:05)
7:48	(7:51)	8:56	(9:06)
7:50	(7:53)	8:58	(9:08)
7:52	(7:55)	9:00	(9:10)
7:57	(8:00)	9:05	(9:15)

初瀬・朝倉台線(桜井駅北口→吉隠柳口)時刻表

旧										
桜井駅北口	7:25	7:55	8:35	10:00	11:39	13:39	14:51	15:38	16:51	17:48
栗殿口	7:26	7:56	8:36	10:01	11:40	13:40	14:52	15:39	16:52	17:49
とれとれ・オークワ前	7:29	7:59	8:39	10:04	11:43	13:43	14:55	15:42	16:55	17:52
慈恩寺	7:33	8:03	8:43	10:08	11:47	13:47	14:59	15:46	16:59	17:56
脇本	7:35	8:05	8:45	10:10	11:49	13:49	15:01	15:48	17:01	17:58
朝倉台東	-	-	-	10:14	11:53	13:53	-	15:52	-	-
朝倉台中	-	-	-	10:15	11:54	13:54	-	15:53	-	-
朝倉台西	-	-	-	10:16	11:55	13:55	-	15:54	-	-
大和朝倉駅	-	-	-	10:18	11:57	13:57	-	15:56	-	-
朝倉小学校	7:36	8:06	8:46	10:24	12:03	14:03	15:02	16:02	17:02	17:59
黒崎	7:37	8:07	8:47	10:25	12:04	14:04	15:03	16:03	17:03	18:00
出雲	7:38	8:08	8:48	10:26	12:05	14:05	15:04	16:04	17:04	18:01
桜井東中学校	7:40	8:10	8:50	10:28	12:07	14:07	15:06	16:06	17:06	18:03
初瀬観光センター	7:41	8:11	8:51	10:29	12:08	14:08	15:07	16:07	17:07	18:04
長谷寺参道口	7:42	8:12	8:52	10:30	12:09	14:09	15:08	16:08	17:08	18:05
与喜浦	7:45	8:15	8:55	10:33	12:12	14:12	15:11	16:11	17:11	18:08
吉隠	7:47	-	8:57	10:35	12:14	14:14	-	-	17:13	18:10
吉隠柳口	7:48	-	8:58	10:36	12:15	14:15	-	-	17:14	18:11

太字・・・土曜日・日祝日と学校休校日は運休



新										
桜井駅北口	7:25	7:55	8:35	10:00	11:39	13:39	14:51	15:38	16:51	17:48
栗殿口	7:26	7:56	8:36	10:01	11:40	13:40	14:52	15:39	16:52	17:49
とれとれ・オークワ前	7:27	7:57	8:37	10:02	11:41	13:41	14:53	15:40	16:53	17:50
慈恩寺	7:31	8:01	8:41	10:06	11:45	13:45	14:57	15:44	16:57	17:54
脇本	7:33	8:03	8:43	10:08	11:47	13:47	14:59	15:46	16:59	17:56
朝倉台東	-	-	-	10:12	11:51	13:51	-	15:50	-	-
朝倉台中	-	-	-	10:13	11:52	13:52	-	15:51	-	-
朝倉台西	-	-	-	10:14	11:53	13:53	-	15:52	-	-
大和朝倉駅	-	-	-	10:16	11:55	13:55	-	15:54	-	-
朝倉小学校	7:34	8:04	8:44	10:22	12:01	14:01	15:00	16:00	17:00	17:57
黒崎	7:35	8:05	8:45	10:23	12:02	14:02	15:01	16:01	17:01	17:58
出雲	7:36	8:06	8:46	10:24	12:03	14:03	15:02	16:02	17:02	17:59
桜井東中学校	7:38	8:08	8:48	10:26	12:05	14:05	15:04	16:04	17:04	18:01
初瀬観光センター	7:39	8:09	8:49	10:27	12:06	14:06	15:05	16:05	17:05	18:02
長谷寺参道口	7:40	8:10	8:50	10:28	12:07	14:07	15:06	16:06	17:06	18:03
与喜浦	7:43	8:15	8:53	10:31	12:10	14:10	15:11	16:11	17:09	18:06
吉隠	7:45	-	8:55	10:33	12:12	14:12	-	-	17:11	18:08
吉隠柳口	7:48	-	8:58	10:36	12:15	14:15	-	-	17:14	18:11

太字・・・土曜日・日祝日と学校休校日は運休

初瀬・朝倉台線(吉隠柳口→桜井駅北口)時刻表

旧									
吉隠柳口	7:49	8:59	10:37	12:16	14:16	-	-	17:15	18:12
吉隠	7:50	9:00	10:38	12:17	14:17	-	-	17:16	18:13
与喜浦	7:53	9:03	10:41	12:20	14:20	15:15	16:16	17:19	18:16
～略～									
慈恩寺	8:16	9:26	11:04	12:43	14:31	15:26	16:39	17:30	18:27
とれとれ・オークワ前	8:20	9:30	11:08	12:47	14:35	15:30	16:43	17:34	18:31
栗殿口	8:23	9:33	11:11	12:50	14:38	15:33	16:46	17:37	18:34
桜井駅北口	8:25	9:35	11:13	12:52	14:40	15:35	16:48	17:39	18:36

太字・・・土曜日・日祝日と学校休校日は運休



新									
吉隠柳口	7:49	8:59	10:37	12:16	14:16	-	-	17:15	18:12
吉隠	7:50	9:00	10:38	12:17	14:17	-	-	17:16	18:13
与喜浦	7:53	9:03	10:41	12:20	14:20	15:15	16:16	17:19	18:16
～略～									
慈恩寺	8:16	9:26	11:04	12:43	14:31	15:26	16:39	17:30	18:27
とれとれ・オークワ前	8:20	9:30	11:08	12:47	14:35	15:30	16:43	17:34	18:31
栗殿口	8:21	9:31	11:09	12:48	14:36	15:31	16:44	17:35	18:32
桜井駅北口	8:25	9:35	11:13	12:52	14:40	15:35	16:48	17:39	18:36

太字・・・土曜日・日祝日と学校休校日は運休

令和 2 年 7 月 6 日付で書面決議をお願いいたしました下記の議案
につきまして、結果を報告いたします。

第 1 号議案

桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約の改正について

(資料 2－1)

全会一致で承認

第 2 号議案

令和 3 年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定申請について（資料 2－2）

全会一致で承認

結果

すべての議案につきまして、承認されました。

第 1 号議案

桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約の改正について

令和 2 年 4 月 1 日付けで実施された奈良県の組織再編に伴い、桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を次のように改正する。

別表(第 4 条関係) 桜井市地域公共交通活性化再生協議会委員 中

「

奈良県土マネジメント部地域交通課	課 長
------------------	-----

」を

「

奈良県県土マネジメント部 リニア推進・地域交通対策課	課 長
-------------------------------	-----

」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

改正後	改正前
桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約（案） 平成21年2月12日制定 平成23年1月11日変更 平成27年4月15日変更 <u>令和2年4月1日変更</u> 第1条～第16条 略 附 則 この規約は、制定の日から施行する。 附 則 この規約は、平成23年1月11日から施行する。 附 則 この規約は、平成27年4月15日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規約は、令和2年4月1日から施行する。</u>	桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約 平成21年2月12日制定 平成23年1月11日変更 平成27年4月15日変更 第1条～第16条 略 附 則 この規約は、制定の日から施行する。 附 則 この規約は、平成23年1月11日から施行する。 附 則 この規約は、平成27年4月15日から施行する。

別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
桜井市地域公共交通活性化再生協議会委員		桜井市地域公共交通活性化再生協議会委員	
構 成	所 属 団 体 名	役 職	構 成
協 議 会	会 長	副 市 長	会 長
	近畿運輸局奈良運輸支局	支 局 長	委 員
	奈良県中和土木事務所	所 長	
	奈良県桜井警察署	署 長	
	奈良県土木マネジメント部 部リニア推進・地域交通対 策課	課 長	
	桜井市自治連合会	会 長	
	社会福祉法人桜井市社会 福祉協議会	会 長	
	桜井市老人クラブ連合会	会 長	
	奈良県交通運輸産業労働 組合協議会	事務局長	
	公益社団法人奈良県バス 協会	専務理事	

	公益社団法人奈良県バス協会	専務理事			一般社団法人奈良県タクシ一協会	専務理事
	一般社団法人奈良県タクシ一協会	専務理事			奈良交通株式会社	乗合バス事業部長
	奈良交通株式会社	乗合バス事業部長			一般社団法人奈良県タクシ一協会 桜井部会	部 会 長
	一般社団法人奈良県タクシ一協会 桜井部会	部 会 長			西日本鉄道株式会社 王寺鉄道部	総務営業科長
	西日本鉄道株式会社 王寺鉄道部	総務営業科長			近畿日本鉄道株式会社 榛原駅	駅長
	近畿日本鉄道株式会社 榛原駅	駅長				

桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約

平成21年2月12日制定

平成23年1月11日変更

平成27年4月15日変更

令和2年4月1日変更

(設置)

第1条 桜井市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うために設置する。

なお、この協議会は道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する地域公共交通会議の性格を有するものとする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、奈良県桜井市大字栗殿432番地の1桜井市役所庁舎内に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事項を実施する。

- (1) 桜井市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 連携計画に基づく事業の実施に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 監査員 2人

3 会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、桜井市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、桜井市市長公室長が会長の職務を代理する。

(監査員)

第7条 監査員は、委員の中から会長が指名する。

2 監査員は、協議会の会計監査を行う。

3 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議の運営等)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決定することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、桜井市市長公室行政経営課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第13条 委員の報酬は、これを支給しない。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(規約の変更)

第15条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、制定の日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年1月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

桜井市地域公共交通活性化再生協議会委員

構 成		所属団体名	役 職
協議会	会 長	桜井市	副 市 長
	委 員	近畿運輸局奈良運輸支局	支 局 長
		奈良県中和土木事務所	所 長
		奈良県桜井警察署	署 長
		奈良県県土マネジメント部 リニア推進・地域交通対策課	課 長
		桜井市自治連合会	会 長
		社会福祉法人桜井市社会福祉協議会	会 長
		桜井市老人クラブ連合会	会 長
		奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長
		公益社団法人奈良県バス協会	専務理事
		一般社団法人奈良県タクシー協会	専務理事
		奈良交通株式会社	乗合バス事業部長
		一般社団法人奈良県タクシー協会 桜井部会	部 会 長
		西日本旅客鉄道株式会社 王寺鉄道部	総務営業科長
		近畿日本鉄道株式会社 榛原駅	駅長

第 2 号議案

令和 3 年度生活交通確保維持改善計画

(地域内フィーダー系統確保維持計画) の認定申請について

桜井市コミュニティバス・デマンド型乗合タクシーについて、国土交通省の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けて運行するにあたり、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 8 条に基づき、「令和 3 年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）」（資料 5）を策定し、国土交通大臣に認定申請を行いたい。

〔特記事項〕

表 5 国庫補助上限額の算定式について

例年、計画申請前に国土交通省より国庫補助上限額の通知を受け記載していたが、昨年度から通達時期が事業完了後の交付申請前となったため、空白としている。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）

（名 称）桜井市地域公共交通活性化再生協議会

（代表者名）会長 笹谷 清治

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

（1）目的

第2次桜井市地域公共交通総合連携計画に基づき、公共交通空白地域の解消や買い物・通院、通学などの生活交通の確保を目的とし、桜井市内を運行対象とする「桜井市コミュニティバス」3路線（初瀬・朝倉台線、循環路線、多武峯線）、ならびに桜井東部の上之郷地域（初瀬川上の一部（初瀬715番地以北）を含む、以下省略）における「デマンド型乗合タクシー」を運行し、地域住民の利用促進を積極的に図り、運行事業計画の改善をしながら、地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。

（2）必要性

本市の地域公共交通システムを確保するためには、基幹路線である鉄道・路線バスと、地域内路線（フィーダー機能を含む）であるコミュニティバス・デマンド型乗合タクシーなどの運行が必要である。

コミュニティバスは、市内在住の方の生活交通の確保及び通学のための交通手段として運行している。また、桜井市に來訪された方の観光路線としても利用されている。

デマンド型乗合タクシーは、公共交通空白地域である桜井東部の上之郷地域における生活交通の確保のために、鉄道駅や総合病院のある桜井市中心市街地を結び、高齢者等の通院などの手段として利用されている。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

（1）事業の目標

コミュニティバス等は下記の通り目標を設定して運行する。

- | | |
|------------|--------|
| ① 初瀬・朝倉台線 | 4.4人/便 |
| ② 循環路線 | 4.0人/便 |
| ③ 多武峯線 | 7.3人/便 |
| ④ デマンドタクシー | 2.7人/便 |

（2）事業の効果

コミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの運行を維持確保することにより、沿線地域の交通弱者（高齢者等）の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、地域住民の利用について継続的に検証し、地域のニーズ等を加味しながら、運行事業計画の見直しについて協議会で検討協議を重ねることで、地域に合った交通システムが構築される。

3. 地域公共交通確保維持事業に係る目標を達成するために行う事業及びその実施主体

2. に掲げた目標を達成するためには地域住民の利用を促進する取り組みが必要不可欠であり、そのためにコミュニティバスの概要や路線図、時刻表を網羅したパンフレットの全戸配布やデマン

ドタクシー利用案内の対象地域での全戸配布を実施する。また、コミュニティバス等の沿線にある公共施設や買い物施設等でもパンフレットの配布や利用啓発を実施する。

さらに、公共交通をこれからも維持・存続していくために、積極的に公共交通機関を利用する趣旨の啓発活動に積極的に取り組む。

これらは、運行主体である桜井市が実施主体となり、各交通事業者や関係機関の協力を得て実施する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

桜井市から運行事業者に対して、運賃収入及び国庫補助金額を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

申請番号1～7：奈良交通株式会社

申請番号 8：日の丸交通株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

該当なし

12. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

表5のとおり

13. 車両の取得に係る目的・必要性

バリアフリー対応率、車両サービス水準の向上、老朽車両の置き換えによる車両故障の軽減等を目的に、計画的な車両更新を進める。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

(1) 車両の取得に係る定量的な目標

コミュニティバス等は下記の通り目標を設定して運行する。

①初瀬・朝倉台線 4.4人/便

②循環路線 4.0人/便

③多武峯線	7.3人/便
④デマンドタクシー	2.7人/便
(2) 車両の取得に係る定量的な効果	
桜井市コミュニティバスの使用車両7両のうち1両が更新される。当該路線のノンステップバス導入率が約76.5%(運行回数比)に向上することで、バリアフリー対応が向上する。老朽化に伴う車両故障リスクが軽減される。	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者	
奈良交通株式会社	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成31年 1月30日 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について 今後の市公共交通再編について ・平成31年 4月25日 平成30年度事業報告について 市公共交通再編について ・令和 元年 6月27日 地域内フィーダー系統生活交通確保維持計画について 市公共交通再編について ・令和 2年 1月10日 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について (書面開催) ・令和 2年 4月30日 令和2年度生活交通確保維持改善計画の変更申請について 桜井市コミュニティバスのダイヤ改正について (書面報告)	
18. 利用者等の意見の反映状況	
利用者代表として「桜井市自治連合会長」、「桜井市社会福祉協議会長」、「桜井市老人クラブ連合会長」より各々1名参加していただき、その意見を事業に反映している。	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係市区町村	桜井市 (会長)
関係都道府県	奈良県県土マネジメント部リニア推進・地域交通対策課
交通事業者 交通施設管理者等	奈良交通(株)、(社)奈良県バス協会、奈良県交通運輸産業労働組合協議会、 西日本旅客鉄道王寺鉄道部(株)、近畿日本鉄道榛原駅(株) 奈良県タクシー協会(社)、奈良県タクシー協会桜井部会 奈良県中和土木事務所、桜井警察署
地方運輸局	近畿運輸局奈良運輸支局
その他協議会が必要と認める者	桜井市自治連合会、(社)桜井市社会福祉協議会、桜井市老人クラブ連合会

[本計画に関する担当者・連絡先]

桜井市役所 市長公室 行政経営課 佐藤 美和子

〒633-8585 奈良県桜井市栗殿 432-1

TEL:0744-42-9111(内線 256)

FAX:0744-46-1782 Email:gyoseikeiei@city.sakurai.lg.jp

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表 7 及び別表 9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表 7 の み)
奈良県 (桜井 市)	奈良交通(株)	(1) 多武峯	桜井駅南口	多武峯	談山神社	往 8.1km 復 8.1km	365日	3468.5回		路線定期 運行	①		③
		(2) 初瀬・朝倉台 A	桜井駅北口	大和朝倉駅	吉隠柳口	往 12.2km 復 12.0km	365日	1277.5回		路線定期 運行	①		③
		(3) 初瀬・朝倉台 B	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	吉隠柳口	往 9.0km 復 8.8km	365日	867.5回		路線定期 運行	①		③
		(4) 初瀬・朝倉台 C	桜井駅北口	大和朝倉駅	与喜浦	往 10.0km 復 10.0km	365日	365.0回		路線定期 運行	①	桜井駅停留所にて 奈良交通(株)が運行 する地域間幹線系 統である天理桜井 線と接続	③
		(5) 初瀬・朝倉台 D	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	与喜浦	往 6.8km 復 6.8km	365日	547.5回		路線定期 運行	①		③
		(6) 南循環	桜井駅北口	安倍文殊院	桜井駅北口	往 10.6km 復:循環	362日	2172回		路線定期 運行	①		③
		(7) 西北部循環	桜井駅北口	山の辺病院	桜井駅北口	往 16.2km 復:循環	362日	1818回		路線定期 運行	①		③
	日の丸交通(株)	(8) 乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	済生会中和 病院		294日	1117回		区域運行	①		③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表 9）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運行 回数	再編特 例措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
奈良県 (桜井 市)	奈良交通(株)	(1) 多武峯	桜井駅南口	多武峯	談山神社	往 8.1km 復 8.1km	365日	3465.5回		路線定期 運行	①	桜井駅停留所にて 奈良交通(株)が運行 する地域間幹線系 統である天理桜井 線と接続	③
		(2) 初瀬・朝倉台 A	桜井駅北口	大和朝倉駅	吉隠柳口	往 12.2km 復 12.0km	365日	1277.5回		路線定期 運行	①		③
		(3) 初瀬・朝倉台 B	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	吉隠柳口	往 9.0km 復 8.8km	365日	862.5回		路線定期 運行	①		③
		(4) 初瀬・朝倉台 C	桜井駅北口	大和朝倉駅	与喜浦	往 10.0km 復 10.0km	365日	365.0回		路線定期 運行	①		③
		(5) 初瀬・朝倉台 D	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	与喜浦	往 6.8km 復 6.8km	365日	547.5回		路線定期 運行	①		③
		(6) 南循環	桜井駅北口	安倍文殊院	桜井駅北口	往 10.6km 復:循環	362日	2172回		路線定期 運行	①		③
		(7) 西北部循環	桜井駅北口	山の辺病院	桜井駅北口	往 16.2km 復:循環	362日	1812回		路線定期 運行	①		③
	日の丸交通(株)	(8) 乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	済生会中和 病院		293日	1113回		区域運行	①	③	

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、路線不定期運行、路線不定期運行、路線不定期運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統		系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表 7 及び別表 9)			
			起点	経由地	終点				運行態様の 別	基準 口で 該当 する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準ニ 該当する要件 (別表 7 の み)
奈良県 (桜井 市)	奈良交通(株)	(1) 多武峯	桜井駅南口	多武峯	談山神社	365日	3467.0回		路線定期 運行	①		③
		(2) 初瀬・朝倉台 A	桜井駅北口	大和朝倉駅	吉隠柳口	365日	1277.5回		路線定期 運行	①		③
		(3) 初瀬・朝倉台 B	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	吉隠柳口	365日	867.5回		路線定期 運行	①		③
		(4) 初瀬・朝倉台 C	桜井駅北口	大和朝倉駅	与喜浦	365日	365.0回		路線定期 運行	①	桜井駅停留所にて 奈良交通(株)が運行 する地域間幹線系 統である天理桜井 線と接続	③
		(5) 初瀬・朝倉台 D	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	与喜浦	365日	547.5回		路線定期 運行	①		③
		(6) 南循環	桜井駅北口	安倍文殊院	桜井駅北口	362日	2172回		路線定期 運行	①		③
		(7) 西北部循環	桜井駅北口	山の辺病院	桜井駅北口	362日	1815回		路線定期 運行	①		③
	日の丸交通(株)	(8) 乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	済生会中和 病院	293日	1113回		区域運行	①		③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表 9）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	桜井市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	34,249
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
奈良県地域公共交通網形成計画	平成28年3月	平成29年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ロ②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(ロ②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要（地域内フィードバックシステム）

市区町村	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する補助対象系統 名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	再編特例措置	購入等の種別
桜井市	奈良交通㈱	1	(1) 多武峰 (2) 初瀬・朝倉台 (3) (4) (5)	イ	ノンステップ 型	スロープ付き	標準仕様	平成30年 10月		一括
		2								
		3								
		4								
		5								

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

2. 「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィードバックシステムに係る特例措置の適用（別表9）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。

4. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。

5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表 6 車両の取得計画の概要（地域内フィーダー系統）

令和4年度

市区町村	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する補助対象系統 名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	再編特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ				
桜井市	奈良交通㈱	1	(1) 多武峰 (2) 初瀬・朝倉台 (3) (4) (5)	ノンステップ 型	スロープ付き	標準仕様	59	平成30年 10月		一括
		2								
		3								
		4								
		5								

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。
4. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要（地域内フィードバックシステム）

令和5年度

市区町村	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する補助対象系統 名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	再編特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ				
桜井市	奈良交通㈱	1	(1) 多武峰 (2) 初瀬・朝倉台 (3) (4) (5)	ノンステップ 型	スロープ付き	標準仕様	59	平成30年 10月		一括
		2								
		3								
		4								
		5								

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィードバックシステムに係る特例措置の適用（別表9）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。
4. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

(変更後) 学期日程

令和元年度	小学校	中学校	幼稚園
冬休み	12月24日(火)～1月6日(月)		
新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業	3月2日(月)午後～3月24日(火) コミュニティバスは3日(火)～24日(火)まで 学校休校日ダイヤで運行		
春休み	3月25日(水)～4月5日(日)		
【新学期】令和2年度	小学校	中学校	幼稚園
1学期	8月28日(金)		
夏休み	8月13日(木)～8月23日(日)		
2学期	始業式	8月31日(月)	
	終業式	12月23日(水)	
冬休み	12月24日(木)～1月6日(水)		

系統(3) 初瀬・朝倉台線B

朝倉台を経由せず吉隠柳口へ向かう系統・学校休校日朝夕は運休

運行回数	計	881回
運行日数	令和2年3月	1日 (△37.5回)
	令和2年7月	21日 (+17.5回)
	令和2年8月	13日 (+32.5回)

←

学期日程

令和元年度		小学校	中学校	幼稚園
冬休み		12月24日(火)～1月6日(月)		
春休み		3月25日(水)～4月5日(日)		
【新学期】令和2年度		小学校	中学校	幼稚園
1学期	終業式	7月20日(月)		
夏休み		7月21日(火)～8月31日(月)		
2学期	始業式	9月1日(火)		
	終業式	12月23日(水)		
冬休み		12月24日(木)～1月6日(水)		

←

計	868.5回
令和2年3月	16日
令和2年7月	14日
令和2年8月	0日

←

桜井市の人口変化とコミュニティバス乗降数変化の比較

年度	人口	世帯数	輸送量			
			初瀬線	朝倉台線	多武峯線	合計
H17	62,876	22,465	32,243	9,466		41,709
H18	62,408	22,746	62,567	21,266		83,833
H19	62,246	23,023	57,106	20,807		77,913
H20	61,991	23,222	48,477	18,484		66,961
H21	61,799	23,484	42,901	16,937		59,838
H22	61,187	23,569	43,166	14,938	91,200	149,304
H23	60,867	23,753	41,488	13,462	73,491	128,441
H24	60,501	23,969	41,596	16,861	63,256	121,713
H25	60,016	23,969	39,905	14,449	62,322	116,676
H26	59,601	24,126	38,634	17,061	57,712	113,407
H27.～5月	59,316	24,389	5,620	2,882	9,633	18,135
H27.6 再編			初瀬・朝倉台線	循環路線	多武峯線	合計
H27.6月～	59,316	24,389	32,411	13,282	41,172	86,865
H27合計	59,316	24,389	40,913	13,282	50,805	105,000
H28	58,889	24,532	38,968	22,799	47,900	109,667
H29	58,386	24,629	38,362	22,438	57,909	118,709
H30	57,705	24,641	41,275	23,130	52,268	116,673
R1(H31)	56,643	24,833	46,034	22,351	56,418	124,803

合計

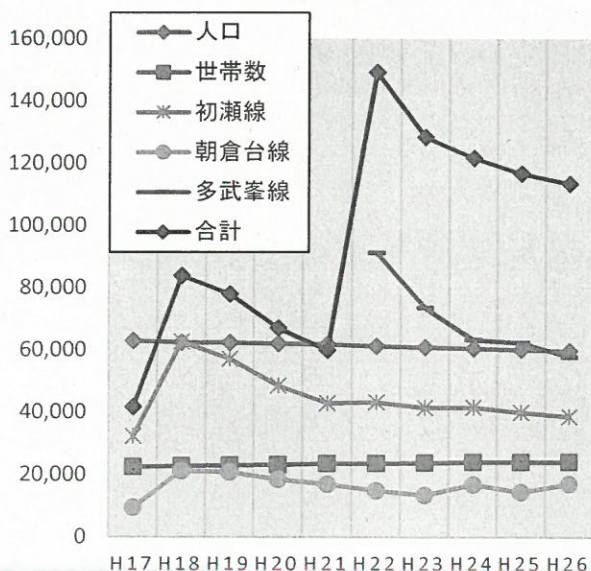
105,000

※人口、世帯数は前年度3月31日の数値

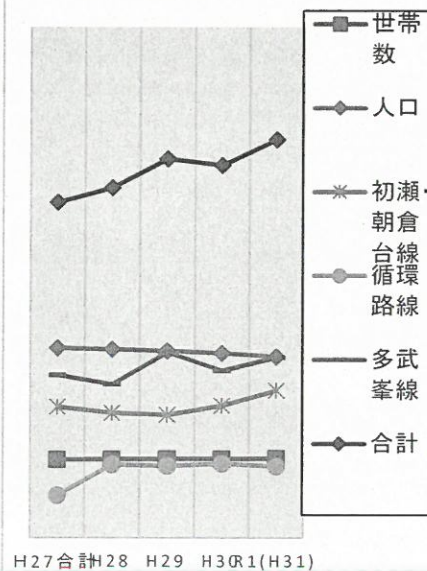
※1 H27合計の初瀬朝倉台線の輸送者数は、H27年6月までの初瀬線・朝倉台線と、H27年6月からの初瀬朝倉台線の合計

※2 H29循環路線合計の輸送者数は、H29年6月までの北循環路線と、西北部循環路線・南循環路線の合計

再編前



再編後



※平成17年コミュニティバスは10月から半年間の運行

平成30,令和元年度 上之郷デマンド型乗合タクシー利用実績

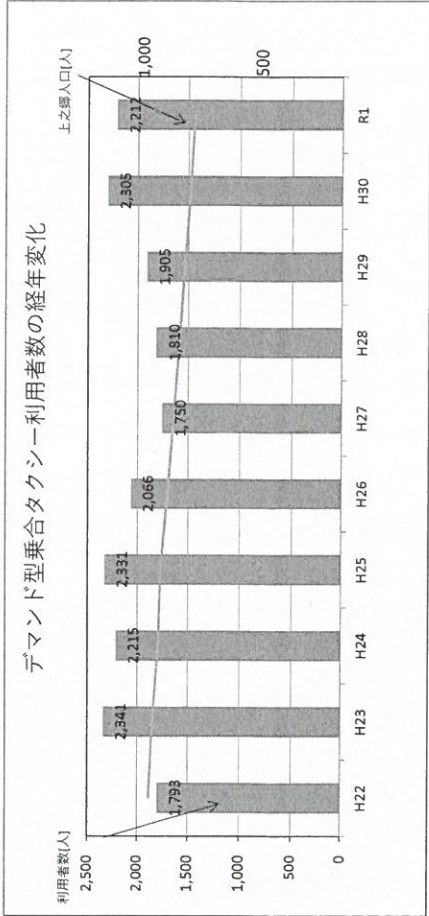
資料 5

R1		H30	
乗車数		乗車数	
うち1歳以上小学生以下もしくは障害者手帳をお持ちの方及びその介護者		うち1歳以上小学生以下もしくは障害者手帳をお持ちの方及びその介護者	

利用者合計人数[人]	2,212	315	2,305	295
(月曜日)	495	88	588	95
(火曜日)	327	36	360	29
(水曜日)	380	72	399	65
(木曜日)	342	60	385	65
(金曜日)	472	40	455	35
(土曜日)	196	19	118	6

運行日数[日]		293	254
運行台数[台]	(うち市役所)	957	71
予約便[便]		812	749
予約の無い便[便]		203	139
予約率[%]		80.0%	84.3%
1便毎の平均乗車人数[人/便]		2.7	3.1
1台毎の平均乗車人数[人/台]		2.3	2.4

	時刻	R1	H30
便毎の平均乗車人数 [人/便]	9:00	4.2	4.9
	10:00	1.5	1.9
	12:00	1.9	2.2
	13:00		
	14:00	1.2	3.0
	16:00	1.1	1.6
便毎の予約率[%]	9:00	97.1%	96.3%
	10:00	48.6%	76.7%
	12:00	70.1%	77.8%
	13:00		
	14:00	86.3%	80.6%
	16:00	88.1%	74.2%



	R1年度	H30年度
運行経費[円]	5,096,580	4,973,580
運賃収入[円]	1,043,000	1,081,700
収支差額[円]	4,053,580	3,891,880
国庫補助金[円]	806,000	446,000

平成30、令和元年度 高家デマンド型乗合タクシー利用実績

	R1		H30	
	乗車人数	うち、1歳以上小学生以下もしくは障害者手帳をお持ちの方及びその介護者	乗車人数	うち、1歳以上小学生以下もしくは障害者手帳をお持ちの方及びその介護者
利用者合計人数[人]	101	5	132	4
(火曜日)	45	0	65	0
(金曜日)	56	5	67	4

運行日数[日]	103	101
実運行日数[日]	70	76
運行台数[台]	94	110
予約便[便]	94	114
予約の無い便[便]	218	208
予約率[%]	30.1%	35.4%
1便毎の平均乗車人数[人/便]	1.1	1.2
1台毎の平均乗車人数[人/台]	1.1	1.2

運行経費[円]	¥	248,580	¥288,200
運賃収入[円]	¥	29,300	¥38,800
収支差額[円]	¥	219,280	¥249,400

	時刻	R1	H30
便毎の総乗車人員[人/便]	9:00	32	70
	13:00	45	36
	15:00	24	26
便毎の平均乗車人員[人/便]	9:00	1.1	2.0
	13:00	1.0	1.8
	15:00	1.0	1.4
便毎の予約率	9:00	26.9%	52.2%
	13:00	41.3%	29.9%
	15:00	22.1%	28.4%

項目	R1	H30
交付件数[件]	128	128
利用者数[人]	8	8
うち10回未満利用者[人]	6	4
うち10回以上利用者[人]	2	4

本市における公共交通の課題について

本市のコミュニティバスは、中山間地域を運行する地域内幹線として、東部を走る「初瀬・朝倉台線」と、南部を走る「多武峯線」があり、平野部においては「循環路線」が走っている。幹線から外れた中山間地域では「予約型乗合タクシー」を運行している。いずれも桜井駅を基点として運行しており、大きくは本市の地勢を踏まえた路線設定となっているが、コミュニティバスの経費は年々増加しており、特に平成27年度の再編により、大幅に経費が増加した。利用者数については微増しているが、人口が減少する中で、現在の路線体系のままでは運行の持続が難しいと考えられることから、今後は、利用状況や地元要望等をふまえ、持続可能な路線形態の見直しが求められる。平成31年3月に、近畿運輸局より受けた「地域連携サポートプラン」の提案書においても、「利用実態に応じたコミュニティバスの効率的な運行」が、課題の一つとして指摘されている。

また、本市としては、デマンドタクシーの導入地域について、交通不便地域（バス停、鉄道駅から1km以上離れている地域）かつ地形上バス路線が適さない地域を対象とし、平野部には路線バスを運行しているが、一部郊外においては路線バスの利用が不便であるという声も上がっている（下記の通り）。地域連携サポートプラン提案書においても指摘されているが、高齢化や地域のニーズを鑑み、路線バスとコミュニティバス、デマンドタクシーの役割分担、運用について再整理し、持続可能かつ一定の利便性を確保した公共交通網の確保が必要となる。

市民からの要望

- ・安倍地区5ヶ大字（高田・生田・橋本・山田・池ノ内）より、デマンドタクシー導入について要望がある。
- ・多武峰7ヶ大字（西口・百市・鹿路・飯盛塚・八井内・針道・多武峰）より、デマンドタクシー導入について要望がある。
- ・上之郷地区からもデマンドタクシーの経路について、「あさくらクリニック」追加要望がある。

公共交通の考え方

- 交通空白地…鉄道駅・バス停から2 km以上離れている地域
- 交通不便地…鉄道駅・バス停から1 km以上離れている地域
- デマンドタクシーの導入地域

「交通不便地かつ地形上バス路線が適さない地域」

桜井市内の公共交通については、コミュニティバスで交通不便地をカバーし、一部地勢上バス運行が適さない地域には、デマンドタクシーを導入することで対応している。

要望のあった大字の最寄りバス停について(全て1km圏内)

- 安倍地区5ヶ大字(高田・生田・橋本・山田・池ノ内)

高田 多武峯線(浅古)

生田 南循環線、桜井飛鳥線(生田)、桜井飛鳥線(安倍小学校)

橋本 桜井飛鳥線(安倍小学校)

山田 桜井飛鳥線(山田北口、山田寺、飛鳥資料館)

池ノ内 桜井飛鳥線(山田北口)

- 多武峰7ヶ大字(西口・百市・鹿路・飯盛塚・八井内・針道・多武峰)

西口 多武峯線(談山神社)

百市 多武峯線(百市、八井内)

鹿路 多武峯線(談山神社)

飯盛塚 多武峯線(多武峯、談山神社)

八井内 多武峯線(不動滝、百市)

針道 多武峯線(不動滝、百市)

多武峰 多武峯線(多武峯、談山神社)

これまで再編を検討してきた路線について

- 初瀬・朝倉台線

利用が極めて少ない与喜浦～吉隠間を廃止し、デマンドタクシー導入を検討、
吉隠区と協議 → 資料7

○西北部循環線

集落が点在し、複雑かつ長大な路線構成であること、また道路幅員が狭小な場所も多く、集落に近い地点への停留所への移設要望もあることから、再編・デマンドタクシーの導入について、区長会と協議 → 資料8

○デマンドタクシー導入検討地域の再整理について【事務局案】

「交通不便地かつ地形上バス路線が適さない地域。但し、交通不便地に該当しない地域のうち、当該地域の公共交通への依存度合いが他地域と比較して大きいと考えられるにもかかわらず、当該地域の中心集落が最寄りの公共交通路線等から概ね 300mの圏内になく、かつ当該公共路線の運行頻度が他の路線と比較しても僅少であると考えられる場合は、当該地域」

「当該地域の公共交通への依存度合いが他地域と比較して大きいと考えられる」

○各コミバス路線の令和元年度(H30. 10～R1. 9)の1便あたり乗車人数

西北部循環線:6.17 人

初瀬・朝倉台線:3.44 人

南循環線:5.97 人

多武峯線:6.56 人

○各広域路線の令和元年度(H30. 10～R1. 9)の1便あたり乗車人数

桜井飛鳥線 3.4 人

天理桜井線 2.6 人

桜井菟田野線 3.8 人

「当該地域の中心集落が最寄りの公共交通路線等から概ね 300mの圏内になく」

江包、穴師(西北部循環線)

池ノ内(桜井飛鳥線)

多武峰の一部地域(多武峰線)

「当該公共路線の運行頻度が他の路線と比較しても僅少である」

○各コミバス路線・広域路線の一日当たり運行回数

西北部循環線 平日 6 回 土日祝 3 回 ⇒減便検討(資料9参照)

初瀬・朝倉台線 平日 9.5 回 土日祝 7 回

南循環線 平日・土日祝 6 回

多武峯線 平日 10 回、土日祝 8.5 回

桜井飛鳥線 平日 3.0 回、土日祝 6.0 回(土日祝日は春期・秋期のみ運行)

天理桜井線 平日 11.5 回、土日祝 6.0 回

桜井菟田野線 平日 5.5 回、土日祝 3.5 回

↓

・初瀬・朝倉台線の吉隠地域については「吉隠」「吉隠柳口」停留所を廃止することで交通不便地になる

・また停留所が集落から遠く、国道 165 号の交通量が多いことで利用者の往来に危険が伴うため、バス路線が適さないと考えられる

⇒デマンドタクシー導入の対象地域となる

・西北部循環線については、上記によると、減便により江包・穴師がデマンドタクシーの導入の対象地域となる。

○安倍地区と多武峰地区におけるデマンドタクシーの導入については、今後の課題とし、協議を重ねていきたい。

初瀬・朝倉台線の再編とデマンドタクシーの導入について

これまでの経緯

- ⇒与喜浦～吉隠間の利用が極めて少ないことに加え、吉隠・吉隠柳口のバス停が集落から遠く、また、国道165号の交通量が多いことから利用者の往来に危険が伴うため、吉隠区に対し、コミュニティバスに代わるデマンドタクシーの導入を提案しました。
- ⇒吉隠区からは、①高齢者や通勤・通学での利用者が存在する ②地域一丸となって外部からの観光客誘致に取り組んでいる 等により、バス路線の存続を望む旨の要望がありました。
- ⇒市長・副市長と吉隠区役員との協議の結果、バス路線の存続について一定の条件を設けることとし、令和2年度までの間の利用状況を精査して、改めてバス路線の存続の可否について検討を行うこととしました。

バス路線存続についての条件

◇【吉隠柳口→桜井駅北口】

1日平均乗車人数（平日・休日）3人以上

《H29 調査：（平日）吉隠柳口 0.4 人 吉隠 0.6 人 （休日）吉隠柳口 0 人 吉隠 0.5 人》

《H30 調査：（平日）吉隠柳口 0 人 吉隠 1.2 人 （休日）吉隠柳口 0 人 吉隠 0 人》

◇【桜井駅北口→吉隠柳口】

1日平均降車人数（平日・休日）3人以上

《H29 調査：（平日）吉隠 1.0 人 吉隠柳口 0.4 人 （休日）吉隠 0.5 人 吉隠柳口 0.5 人》

《H30 調査：（平日）吉隠柳口 1.8 人 吉隠 2.6 人 （休日）吉隠柳口 0 人 吉隠 0 人》

令和元年度～2年度の利用状況（奈良交通調べ）

◇【吉隠柳口→桜井駅北口】

R1.7（平日）吉隠柳口 0.2 人 吉隠 1.4 人 （休日）吉隠柳口 0.3 人 吉隠 0.4 人

R1.8（平日）吉隠柳口 0.2 人 吉隠 1.3 人 （休日）吉隠柳口 0.1 人 吉隠 0.3 人

R1.9（平日）吉隠柳口 0.1 人 吉隠 1.4 人 （休日）吉隠柳口 0.2 人 吉隠 0 人

R1.10（平日）吉隠柳口 0.3 人 吉隠 1.8 人 （休日）吉隠柳口 0.1 人 吉隠 0.2 人

R2.6（平日）吉隠柳口 0.6 人 吉隠 1.4 人 （休日）吉隠柳口 0.1 人 吉隠 0 人

R2.7（平日）吉隠柳口 0.3 人 吉隠 1.5 人 （休日）吉隠柳口 0.2 人 吉隠 0.1 人

◇【桜井駅北口→吉隠柳口】

R1.7（平日）吉隠 1.3 人 吉隠柳口 0.6 人 （休日）吉隠 0.1 人 吉隠柳口 0 人

R1.8（平日）吉隠 0.9 人 吉隠柳口 0.5 人 （休日）吉隠 0.2 人 吉隠柳口 0 人

R1.9（平日）吉隠 1.1 人 吉隠柳口 0.6 人 （休日）吉隠 0 人 吉隠柳口 0 人

R1.10（平日）吉隠 1.5 人 吉隠柳口 0.9 人 （休日）吉隠 0.1 人 吉隠柳口 0.3 人

R2.6（平日）吉隠 1.2 人 吉隠柳口 0.8 人 （休日）吉隠 0 人 吉隠柳口 0.1 人

R2.7（平日）吉隠 1.3 人 吉隠柳口 0.5 人 （休日）吉隠 0.2 人 吉隠柳口 0.2 人

⇒今回の乗降数調査の結果、吉隠柳口～桜井駅北口間の 1 日平均乗車人数について、バス路線存続の条件を満たしておらず、今後においても利用者数の増加が見込みがたいことから、事務局としては、吉隠区に対し、上記区間の路線廃止と、代替手段としての地域へのデマンドタクシーの導入を、改めて提案したいと考えています。

また、デマンドタクシーの導入に際しては、既に吉隠区に対して運行案を提示していますが、運行日時や乗降者地点、また乗車料金に関しては、吉隠区との協議により、可能な範囲で柔軟に対応する必要があると考えます。

今後の方針（予定）

- 路線廃止とデマンドタクシーの導入について吉隠区と協議・決定（R2 年度内）
- 運輸支局・警察・交通事業者等と調整
- 地域公共交通活性化再生協議会において決定
- 運輸支局に申請
- 路線廃止・デマンドタクシー導入（R3.10～）

吉隠地区における運行日時及び運行ルート（案）

吉隠地区			吉隠地区		
	【行き】	【帰り】		【行き】	【帰り】
月	9:00	14:00 16:00	月～土	利用者宅→長谷寺駅 →桜井駅南口→済生 会中和病院	済生会中和病院→桜 井駅南口→長谷寺駅 →利用者宅
火	9:00	14:00 16:00			
水	9:00	14:00 16:00			
木	9:00	14:00 16:00			
金	9:00	14:00 16:00			
土	9:00	14:00 16:00			

乗車運賃（案） ※上之郷地区と同様の設定

- 大人 500 円
- 1 歳以上小学生以下及び身体障害者手帳保有者 300 円
- 乳児（1 歳未満） 無料

西北部循環線の再編とデマンドタクシーの導入について

これまでの経緯

⇒西北部循環線の利用状況が僅少であること、また、路線の一部に狭隘な箇所があることから、西北部循環線の再編と、それに伴うデマンドタクシーの導入について、纏向小学校区の区長会に提案し、協議を重ねてきました。

穴師・江包へのマンドタクシー導入

- ・運行曜日：毎週月曜日～金曜日（土・日・祝、12/29～1/3は運休）
- ・運行時間帯：【行き】9:00 【帰り】14:00 16:00
- ・乗降車ポイント：ご自宅⇄山の辺病院、イオン桜井店、市役所、桜井駅
- ・乗車料金：400円
- ・利用対象者：60歳以上（穴師 155人 江包 81人） ※R2.9.30時点

西北部循環線の運行形態（山の辺病院以北）を変更

- ・平日のみ運行便（8:32発 11:32発 14:32発）を山の辺病院方面非経由にする
- ・土日祝日の運行便を3便（10:02発 13:02発 16:02発）から2便に変更する

⇒区長会からは、路線の減便と穴師・江包区へのデマンドタクシー導入については問題ないものの、一部地域のみを減便の対象とすることはできないという回答がありました。

⇒事務局としては、西北部循環線全体を減便（1便乃至2便）したうえで、穴師・江包地区へのデマンドタクシー導入をしたいと考えています。

今後の方針(予定)

- 地域公共交通活性化再生協議会を開催し、現状説明と今後の方向性について協議（10/29）
- 交通事業者と西北部循環線の再編とその場合の経費について協議
- 纏向小学校区以外の沿線地域（大西、大泉、芝、新屋敷、上之庄、戒重）と協議
- 纏向小学校区の区長会に報告・協議
- 運輸支局・警察・交通事業者等と調整
- 地域公共交通活性化再生協議会において路線再編を決定
- 運輸支局に申請
- 新路線・デマンドタクシーの運行開始（R3.10～）

西北部循環線再編案・試算・時刻表案

1. 減便について

- ① ご利用が最も少ない 14 : 32 発便を減便し、平日は 10 時台から 2 時間に 1 本の運行になるように時刻を変更

経費 30,958,400 円 現行契約額 32,835,000 円 効果額 1,876,600 円

- ② 平日のみ運行便の 11 : 32 発、14 : 32 発を減便する。

経費 29,078,500 円 現行契約額 32,835,000 円 効果額 3,756,500 円

- ③ 南循環線と西北部循環線で平日の朝 9 時以降は車両 1 台で運行できるダイヤに変更する。

経費 25,789,500 円 現行契約額 32,835,000 円 効果額 7,045,500 円

2. デマンドタクシー導入による経費

一台単価 : 3,170 円 (2 地区経由の場合一日の丸交通見積)

利用者数見込/月 : ア. 28 人 イ. 54 人

上之郷地区での R 1 年度利用率 約 12% (利用者/利用登録者)

ア. 2 地区とも 60 歳以上を利用対象者とした場合、穴師 155 人、江包 81 人
 $236 \text{ 人} \times 12\% = 28 \text{ 人}$

イ. 全ての人を利用対象者とした場合、穴師 290 人、江包 163 人
 $453 \text{ 人} \times 12\% = 54 \text{ 人}$

運行経費/月 : ア. $3,170 \text{ 円} \times 28 \text{ 人} = 88,760 \text{ 円}$ イ. $3,170 \text{ 円} \times 54 \text{ 人} = 171,180 \text{ 円}$

運賃収入/月 : ア. $300 \text{ 円} \times 28 \text{ 人} = 8,400 \text{ 円}$ イ. $300 \text{ 円} \times 54 \text{ 人} = 16,200 \text{ 円}$

差引/月 : ア. $88,760 \text{ 円} - 8,400 \text{ 円} = 80,360 \text{ 円}$ イ. $171,180 \text{ 円} - 16,200 \text{ 円} = 154,980 \text{ 円}$

市負担/年 : ア. $80,360 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} = 964,320 \text{ 円}$ イ. $154,980 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} = 1,859,760 \text{ 円}$

3. 再編による効果額

アの場合

案① $1,876,600 \text{ 円} - 964,320 \text{ 円} = 912,280 \text{ 円}$

案② $3,756,500 \text{ 円} - 964,320 \text{ 円} = 2,792,180 \text{ 円}$

案③ $7,045,500 \text{ 円} - 964,320 \text{ 円} = 6,081,180 \text{ 円}$

イの場合

案① $1,856,600 \text{ 円} - 1,859,760 \text{ 円} = -3160 \text{ 円}$

案② $3,756,500 \text{ 円} - 1,859,760 \text{ 円} = 1,896,740 \text{ 円}$

案③ $7,045,500 \text{ 円} - 1,859,760 \text{ 円} = 5,185,740 \text{ 円}$

案① 14:32 発を減便、11:32 発を 12:02 発に、13:02 発を 14:02 発に時刻変更

桜井駅北口	8:32	10:02	12:02	14:02	16:02
栗殿口	8:33	10:03	12:03	14:03	16:03
桜井市役所	8:35	10:05	12:05	14:05	16:05
保健福祉センター	8:36	10:06	12:06	14:06	16:06
上之庄・イオン桜井店	8:40	10:10	12:10	14:10	16:10
新屋敷	8:44	10:14	12:14	14:14	16:14
大泉	8:46	10:16	12:16	14:16	16:16
大西口	8:48	10:18	12:18	14:18	16:18
大西・江包口	8:51	10:21	12:21	14:21	16:21
太田	8:55	10:25	12:25	14:25	16:25
山の辺病院	8:58	10:28	12:28	14:28	16:28
纏向県営住宅	9:00	10:30	12:30	14:30	16:30
大豆越	9:04	10:34	12:34	14:34	16:34
東田	9:07	10:37	12:37	14:37	16:37
豊前	9:08	10:38	12:38	14:38	16:38
豊田	9:09	10:39	12:39	14:39	16:39
豊田住宅	9:11	10:41	12:41	14:41	16:41
芝打合町	9:16	10:46	12:46	14:46	16:46
上之庄・イオン桜井店	9:25	10:55	12:55	14:55	16:55
戒重北口	9:28	10:58	12:58	14:58	16:58
桜井税務署	9:30	10:00	13:00	15:00	17:00
栗殿口	9:32	11:02	13:02	15:02	17:02
桜井駅北口	9:33	11:03	13:03	15:03	17:03

桜井駅北口 8:32 発、12:02 発は土日祝日運休

案② 11:32 発、14:32 発を減便

桜井駅北口	8:32	10:02	13:02	16:02
栗殿口	8:33	10:03	13:03	16:03
桜井市役所	8:35	10:05	13:05	16:05
保健福祉センター	8:36	10:06	13:06	16:06
上之庄・イオン桜井店	8:40	10:10	13:10	16:10
新屋敷	8:44	10:14	13:14	16:14
大泉	8:46	10:16	13:16	16:16
大西口	8:48	10:18	13:18	16:18
大西・江包口	8:51	10:21	13:21	16:21
太田	8:55	10:25	13:25	16:25
山の辺病院	8:58	10:28	13:28	16:28
纏向県営住宅	9:00	10:30	13:30	16:30
大豆越	9:04	10:34	13:34	16:34
東田	9:07	10:37	13:37	16:37
豊前	9:08	10:38	13:38	16:38
豊田	9:09	10:39	13:39	16:39
豊田住宅	9:11	10:41	13:41	16:41
芝打合町	9:16	10:46	13:46	16:46
上之庄・イオン桜井店	9:25	10:55	13:55	16:55
戒重北口	9:28	10:58	13:58	16:58
桜井税務署	9:30	10:00	14:00	17:00
栗殿口	9:32	11:02	14:02	17:02
桜井駅北口	9:33	11:03	14:03	17:03

桜井駅北口 8:32 発は土日祝日運休

案③ 南循環線と西北部循環線で平日の朝 9 時以降は車両 1 台で運行できるダイヤに変更する。

西北部循環線

桜井駅北口

8:32 発は

土日祝日運休

桜井駅北口	8:32	10:30 頃	13:15 頃	16:00 頃
栗殿口	8:33	.	.	.
桜井市役所	8:35	.	.	.
保健福祉センター	8:36	.	.	.
上之庄・イオン桜井店	8:40	.	.	.
新屋敷	8:44	.	.	.
大泉	8:46	.	.	.
大西口	8:48	.	.	.
大西・江包口	8:51	.	.	.
太田	8:55	.	.	.
山の辺病院	8:58	.	.	.
纏向県営住宅	9:00	.	.	.
大豆越	9:04	.	.	.
東田	9:07	.	.	.
豊前	9:08	.	.	.
豊田	9:09	.	.	.
豊田住宅	9:11	.	.	.
芝打合町	9:16	.	.	.
上之庄・イオン桜井店	9:25	.	.	.
戒重北口	9:28	.	.	.
桜井税務署	9:30	.	.	.
栗殿口	9:32	.	.	.
桜井駅北口	9:33	11:30 頃	14:15 頃	17:00 頃

南循環

桜井駅北口	8:28	9:37	11:40 頃	12:30 頃	14:20 頃	15:15 頃
栗殿口	8:29	9:38	.	.	.	.
生田	8:39	9:48	.	.	.	.
安倍文殊院	8:40	9:49	.	.	.	.
仁王堂（済生会中和病院）	8:42	9:51	.	.	.	.
桜井駅筋	8:46	9:55	.	.	.	.
桜井駅南口	8:48	9:57	.	.	.	.
桜井駅筋	8:49	9:58	.	.	.	.
仁王堂（済生会中和病院）	8:53	10:02	.	.	.	.
安倍文殊院	8:55	10:04	.	.	.	.
生田	8:56	10:05	.	.	.	.
戒重北口	9:03	10:12	.	.	.	.
桜井税務署	9:05	10:14	.	.	.	.
栗殿口	9:07	10:16	.	.	.	.
桜井駅北口	9:08	10:17	12:20 頃	13:10 頃	15:00 頃	15:55 頃

西北部 10:30 頃折り返し

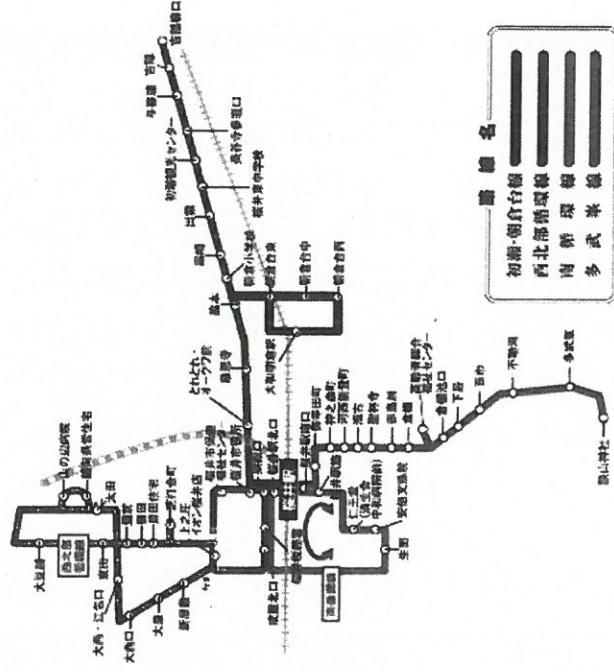
西北部 13:15 頃折り返し

西北部 16:00 頃折り返し

課題①

利用実態に応じたコミュニティバスの効率的な運行

- 桜井市ではコミュニティバスが計4系統運行されているが、初瀬・朝倉台線の吉隠地区のような利用が非常に少ない区間、西北部循環線のようにルートが蛇行しており1回の運行に1時間以上かかる路線、南循環線の一部のような民間路線バスのルートと重複している区間があるなど、非効率的な運行になっている部分が見られる。
- コミュニティバスの運行を行うために市が負担する費用は年々増加しており、市の財政を圧迫している。
- 学生による通学での利用や観光客による観光シーズンでの利用など、限られた時間や期間に利用が集中するルートもあり、利用者のニーズや利便性を正確に把握し、運行に反映させる必要がある。
- 一方で、潜在的な需要はあるが、道路が狭隘であるため既存の体制では運行ができない地域も存在する。
- コミュニティバスの運行見直しにあたっては、既存の鉄道や路線バスの運行状況も考慮し、一体的な見直しを行う必要がある。



▲桜井市コミュニティバス路線図

H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
34,681	33,796	48,895	52,580	54,647

▲自治体負担額(コミバス、デマンド合計) 単位:千円

課題①について（奈良県桜井市）

課題①への提案

- **路線バスとコミュニティバス、デマンドタクシーの役割分担を再整理し、**市として提供・支援すべきサービス水準を定めたうえで、路線の必要性と利用実態の見極め、利用者負担の見直しなど様々な視点から効率化、採算性向上に向けて検討することが重要である。
- 初瀬・朝倉台線については、バス路線を与喜浦止まりとして、利用者が極めて少ない吉隠地区には、**バス路線廃止の代替手段として、デマンドタクシーを導入**することも検討に値する。
- 西北部循環線については、狭隘な道路形態に即して**車両を小型化**するとともに、停留所をより集落に近い場所に移設したうえで、**定時定路線からデマンドへの転換**も有効な手法の一つである。
- 南循環線については、民間路線バスと一部区間が重複していることから、**利用数が少ない時間帯のダイヤを削減**することは可能である。また、**初瀬・朝倉台線との路線統合**により、桜井駅での乗り継ぎの手間を解消することも有益であると考ええる。
- ダイヤについても、**パターンダイヤ化や、鉄道との乗り継ぎを考慮**したものにすることで、**利用者の利便性向上**を図ることができる。
- デマンド等の新しい交通を導入する場合は、利用者数や収支率などに一定の目標値を定め、目標値に達しない場合は運行の見直しを行うなど、**事前に運行の基準を定めておく**必要がある。また、運行形態やルート見直し等の変更を検討する際は、**沿線住民、交通事業者への事前説明を丁寧に行う**必要がある。

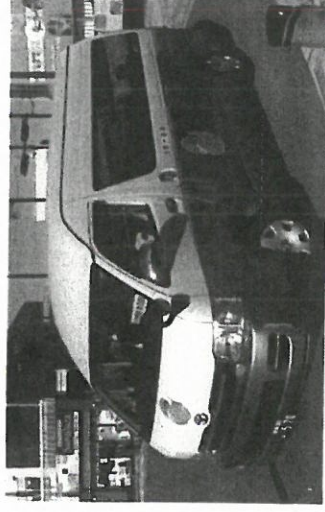
北ルート 1周43分

平成31年2月1日改正

停留所名	6時～10時・13時～16時 12時台の運行はありません
● 岸和田駅前	毎時 5分
● 上野町東	毎時 11分
● 加守町2丁目	毎時 12分
● 香木若松町	毎時 14分
● 阪神橋前	毎時 16分
● 府宮吉井住宅前	毎時 19分
● 中井町	毎時 20分
● 箕土路公園前	毎時 23分
● 下池田町	毎時 24分
● 小松屋町北(総合体育館)	毎時 28分
● 市民病院前	毎時 33分
● 保徳センター前	毎時 38分
● 岸和田駅前	毎時 48分

交通事情により遅れる場合がありますのでご了承ください。

▲パターンダイヤ(岸和田市『ローズバス』)



▲楠ヶ丘地域乗合タクシー『くすまる』
(河内長野市)